

事 務 連 絡
令和2年3月24日

【重要】

学校行事のうち海外への修学旅行等については、3月6日付け事務連絡「海外への修学旅行及び研修旅行について」において注意喚起を行っておりました。

今般、3月24日付け事務次官通知において学校行事についての考え方が示されましたが、学校行事の一部である海外への修学旅行等について、改めて、以下のとおりお知らせしますので、関係各位におかれては御一読をお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局教育改革・国際課
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

海外への修学旅行及び研修旅行について（第2報）

海外への修学旅行及び研修旅行については、3月6日付け事務連絡「海外への修学旅行及び研修旅行について」において、管下の学校が海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合には、諸状況及び今後の情報に御注意いただくとともに、十分に御検討をいただくようお願いしたところです。

今般、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日付け事務次官通知）が発出され、学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドライン」が示されました。この中で、海外への修学旅行や研修旅行を計画している場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により

情報収集に万全を期すとともに、十分に御検討をいただくようお願いしているところです。

海外各国の新型コロナウイルスの感染拡大状況については、3月6日の事務連絡発出時点と比しても悪化しており、多くの国・地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が行われています（注1）。また、我が国の水際対策として検疫体制が強化されています（注2）。

このような状況を踏まえ、上記通知にあるとおり、今後も引き続き外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集に万全を期すとともに、十分に御検討をいただくようお願いいたします。

上記につきまして、市区町村教育委員会及び所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）に対し、周知願います。

（注1）

昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、現在、158を超える国・地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が行われています。

（参照）「日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限」（外務省ホームページ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

（注2）

新型コロナウイルスの侵入を防止するための我が国の水際対策として検疫体制が強化されており、当分の間、中国、韓国、欧州諸国、イラン又はエジプトから日本に來航する航空機又は船舶に搭乗し又は乗船していた者については、検疫法第34条の規定に基づく政令において準用する同法第14条第1項第1号に規定する隔離又は同項第2号に規定する停留を必要なものに行うほか、検疫所長が指定する場所において14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことが要請されております。この措置の対象となる国は今後も拡大する可能性があります。

（参照）「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

【参考】

検疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）

第十四条 検疫所長は、検疫感染症が流行している地域を發航し、又はその地域に寄航して來航した船舶等、航行中に検疫感染症の患者又は死者があつた船舶等、検疫感染症の患者若しくはその死体、又はペスト菌を保有し、若しくは保有しているおそれの

あるねずみ族が発見された船舶等、その他検疫感染症の病原体に汚染し、又は汚染したおそれのある船舶等について、合理的に必要と判断される限度において、次に掲げる措置の全部又は一部をとることができる。

一 第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の患者を隔離し、又は検疫官をして隔離させること。

二 第二条第一号又は第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者を停留し、又は検疫官をして停留させること（外国に当該各号に掲げる感染症が発生し、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときに限る。）。

三～七 （略）

【本件担当】

文部科学省

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

<小・中・高等学校等について>

総合教育政策局教育改革・国際課 国際理解教育係

TEL：03-5253-4111（内線 3487, 2637）

<専修学校・各種学校について>

総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL：03-5253-4111（内線 2915, 2939）